

# 都市計画法第 32 条第 2 項による公共施設に関する協議書

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 32 条第 2 項に基づき、下記の開発行為等により、新たに設置される水道施設の管理者及び帰属者になろうとする（三井水道企業団）と開発行為者との間に協議が整ったことを確認する。

令和 年 月 日

【施行場所】

公共・公益施設の管理者

三井水道企業団

企業長 加地 良光 印

事業主住所

氏名

印

協議代理人

住所

事業所名

電話番号

担当者名

[ - - ]

## 1. 協議事項

水道管の種類	口径	延長	戸数	備考

## 2. 添付書類

① 位置図

② 給水施設平面図

③ 開発事業概要図

④ その他